

東南アジア史学会第 61 回研究大会

報告要旨集

* この要旨集は WEB 上に公開されていたデータをもとに情報化担当が再構成したものであり、研究大会当日に配布されたものではありません。

ベトナム労働党の外交闘争（1968-1969）

遠藤 聡（早稲田大学大学院）

ベトナム和平に関する戦争当事者間の争点は、「軍事問題」（米軍の撤退）および「政治問題」（南ベトナムの政治的将来）の解決方法にあった。従来の解釈では、ハノイが両問題の包括的解決、一方ワシントンが分離的解決を指向していたとされている。本報告では、1968年および1969年の二時期に行われた「私的会談」に着目することによって、上記解釈の再考を試みる。なお資料に関しては、ベトナム側公刊文献および米国公文書館（ジョンソン・ライブラリー、ニクソン・プロジェクト）所蔵資料を利用した。

パリ会談はハノイとワシントンによる「二者」会談（1968年5月）として開始され、解放戦線とサイゴンが参加する「四者」会談（1969年1月）へと拡大された。またパリ協定（1973年1月）の枠組みには、キッシンジャーとレ・ドク・トによる「二者」秘密会談（1970年1月 - ）での討議が反映されており、本質は両問題の分離的解決にあった。故に本報告では、「軍事問題」と「政治問題」との関連で、ベトナム和平に関する「主体」と「当事性」の問題を検討することを目的とする。

「二者」会談では正式会談が空転したことにより、6月から開始された私的会談が実質的協議の場となった。注目すべきは、私的会談開始に先立ちハノイから「舞台裏」会談準備へ指示がなされていたことである。この私的会談の場で、解放戦線とサイゴンの会談参加問題が討議され、10月にジョンソン大統領が、北爆停止と拡大会談開始の声明を出している。ハノイが私的会談を進めた背景には、第一に米大統領選との関連でワシントンから譲歩を引き出す、第二に北爆停止の実現を「軍事問題」解決への「前提」とする、第三に解放戦線の国際的承認の実現を「政治問題」解決への一応の「決着」とする、という労働党の外交戦略があった。

「四者」会談開始に伴い、ワシントン側ではニクソン政権成立直後から私的会談再開への模索がなされていた。結局5月および8月に、ハノイとワシントンによる「二者」私的会談が実現し、この図式が以降の秘密会談へと継承されることとなった。問題とすべきは、第一にワシントン側が「四者」の枠組みでの私的会談の実現を想定していたのに対し、ハノイ側が「二者」による私的会談の枠組みを主張していたこと、第二にハノイ側が「四者」会談開始前から「政治問題」の解決を優先課題としていなかったことである。ここに、「軍事問題」の優先的解決と「政治問題」の先送り、すなわち両問題の分離という労働党の外交戦略が明かとなる。

労働党の外交闘争の観点から、ベトナム和平に関するハノイの思惑について、以下の点を問題提起としたい。第一に両問題の分離的解決への萌芽は、「四者」会談開始期にあった。第二にパリ協定での解決図式の前景は、「二者」秘密会談開始以前にあった。また労働党にとっての解放戦線の「外交的役割」の明確化に関しては、今後の課題としたい。

初期ラタナコーシン朝（1782-1854）タイにおける支配者層の対清関係観

増田えりか（東京大学大学院）

前近代タイの対中交渉は、いわゆる朝貢関係の形をとって 13 世紀末に始まった。その朝貢関係は、19 世紀半ばに終わりを告げるまでの間、終始交易と表裏一体の緊密な関係をなしていた。タイの対中ジャンク交易は、とりわけ、18 世紀末より著しい発展を遂げ、やがて 19 世紀初頭に未曾有の規模に達し、当時のタイ王権にとっての最大の財政基盤となったが、欧米諸国のアジア市場参入を契機に構造的に崩壊を始め、シンガポールを中心とした蒸気船貿易にその役割を取って代わられたことが Sarasin Viraphol, Jennifer Cushman らによる研究によって明らかにされてきた。

そんな中で、タイの対清関係における最大の関心事は、商業的利益であり、タイ側は、交易の便宜上、朝貢という形式を守ったに過ぎず、清朝の政治秩序に自らを位置付けることに腐心したことはない、という点が従来強調されてきている。その一方で、初期ラタナコーシン朝期のタイにおいて、中国文化の積極的な摂取が行われていたことが Nithi Laosiwong, 吉川利治らによって指摘されているが、当時のタイにおける支配層は、朝貢交易への参加に対しても、中国文化摂取の手段としての価値を見い出していたのではないかと発表者は予測する。

そこで、筆者は、1843 年、1852 年に派遣されたタイの朝貢使節による供述を中心史料に用い、清朝に派遣されたタイ側使臣の北京、広東における活動を検討することによって、従来殆ど検討されてこなかった、タイ清外交交渉の実態の一端と、対清交渉に直接かかわった人々、また、彼等と利害を共有した支配者層の対清関係観について検討した。

使臣の供述を検討した結果、彼等は、朝貢儀礼に対して大きな関心を寄せていたことが明らかになった。進貢が続けられていた当時のタイにとって、通商の利をあげるための広東を中心とする世界、きらびやかな朝儀に参加し、もの珍しく圧倒されるような見聞を集める場所としての北京という、2 つの清朝が存在したというイメージを、発表者は抱くが、後者は、儀礼に対するタイ側の関心を、十分に満たしてくれるという価値を持った場であったのではなからうか。

また、その一方で、当時のタイにおいて、漢字という東アジアの外交秩序における不可欠の媒体を通さずに、清朝の朝貢秩序に関する事柄が表現されていたことも注目に値する。タイにおいては、清朝の朝貢秩序にとってのキーワードを、タイ語に音訳して用いることによって、それらの語に複数の定義を当てはめ得る可能性が開かれていたといえる。例えば、タイ側の対清国書にたびたび見られる、清帝がタイの国王に対して行うとされた“hong”という語に関しては、清朝側がいう「封」、つまり「冊封」、そのものの意味にもとれる一方、単に王として認めてもらう、という意味にも解釈できる。こういったいわば、「準中国語」を使用することによって、タイ王権は、自らの国王としての権威を保ちつつ、一方で、国内の中国人コミュニティの信用を勝ち得え、また、清朝においては、政治的問題を引き起こすこと無く、交易の利を引き出すことができた、といえよう。

ムスリム女性の行動規範と教育をめぐる解釈と論争

蘭領東インド・ミナンカバウの 1910 年-1930 年代

服部 美奈 (岐阜聖徳学園大学)

本発表の目的は、ムスリム女性の行動規範と教育をめぐる、1910 年-1930 年代の蘭領東インド・ミナンカバウでどのような解釈や論争があったのかを、主としてミナンカバウで出版された雑誌やウラマーたちの著作を通して考察することにある。

1910 年-1930 年代のミナンカバウは、イスラーム改革運動の影響を受け、ムスリム女性の教育や行動規範をめぐる議論が活発になった時期である。またこの時期は、オランダ植民地政府による教育が以前に比してミナンカバウに浸透したのと同時に、雑誌の輸入などによってエジプトから思想的な影響を直接受けるようになり、これらの異文化接触が近代と女性の問題をより明確に認識させた時期であるといえる。実際、女性の行動規範や教育をめぐる問題は、ウラマーたちによって、またムスリム女性自身によってさまざまな形で議論された。

西スマトラにおけるイスラーム改革運動についての研究は多くみられるが、ムスリム女性に焦点をあてた研究、特にムスリム女性をめぐる議論がウラマーやムスリム女性たちの間でどのような形で議論されたのかについて考察した研究は多いとは言えない。また、従来制限されてきた女子教育に対する必要性がこの時期に認識されたという指摘はあるものの、ウラマーたちによる具体的な議論と解釈の内容に関してこれまで十分に議論されることが少なかった。

発表では、雑誌『Al-Munir al-Manar』(Padangpandjang 1921-1923)、『Soeara 'Aisiyyah』、『Soeara Kaoem Iboe Soematera』、『Soenting Melaju』や、ミナンカバウの代表的なウラマーたち 例えば、アブドゥル・カリム・アムルツラー(Abdul Karim Amrullah)やザイヌディン・ラバイ(Zainuddin Labai el Yunusi) が執筆した著作のなかの解釈と論争、そして 1930 年にブキティンギで行われた第 19 回ムハマディヤ大会への女性の参加をめぐるウラマーたちの論争を中心に考察する。ここから、ムスリム女性の行動規範と教育をめぐる、伝統派ウラマーと改革派ウラマーの間の解釈の相違だけでなく、改革派ウラマーの間にも様々な解釈の相違があったこと、またムハマディヤのジャワの成員とミナンカバウのウラマーたちの間にも、服装や女性の行動範囲に関して文化的・社会的な違いによる解釈の相違があったことを示したい。

ビルマ独立期のカレン民族運動 "a separate state"をめぐる政治

池田 一人（国際基督教大学大学院博士前期課程修了）

第二次世界大戦終結から現在に至る 50 年余りのビルマの戦後史の中で、カレンの民族運動はしばしば既存の国家から分離独立し新たな国家樹立を目標とする分離主義の典型として捉えられきた。その最大の理由のひとつには、ビルマ独立期にカレンが独立国家獲得を運動目標として独立ビルマ参加を頑なに拒んでいたと考えられていることがあげられる。だが、ビルマ独立の過程に宗主国として参与した英国側に残る膨大な行政文書のうちカレン関係文書を検討すると、むしろカレン諸グループが一致して独立ビルマに参画しようと運動していたことが判明する。

これらの文書群に現れるカレンを巡る動向の焦点は、カレンのためのある種の「郷土」をつくり出すということに収斂していた。それまで、郷土といえる土地を持たなかったカレンとして括られる人々の想念の中で、その郷土は様々なかたちを与えられてきた。しかし独立期にはその実現が急速に現実味を帯び始め、多様に想像されてきた郷土のかたちのうち地理的領域ないしは行政単位としてのその設定が政治的問題として浮上した。植民地行政文書では、それは多くの場合"a separate state"と表現されている。

従来の研究が独立期のカレン民族運動を分離主義として捉えている理由の一端は、この"a separate state"を独立国家として一元的に解釈していることもさることながら、何よりこの言葉の意味内容に対する根本的な問題意識が欠如していることに帰することができる。しかし、この"a separate state"という言葉はそれを発する主体によって異なる意味内容を付与されていた。まずビルマ民族の政治団体や英国にとっては、カレンをいかに独立ビルマに取り込むかという「統治の単位」としての、すなわち当然独立ビルマ内に設立されるべきカレンの自治州としての"a separate state"を語っていた。他方、カレン民族にとってそれは何よりも「運動の目標」として、獲得されるべき自治州ないしは独立国家などを意味していた。

植民地行政文書を検討すると、1947 年という独立ビルマ策定の肝要な時期において、ほぼ全てのカレン諸グループが一致して独立ビルマに参加することに合意していたという、従来知られていない事実が明らかになった。さらに"a separate state"の政治をめぐることは、カレン自身の政治統合と諸民族の独立ビルマへの政治統合というふたつの政治統合の問題が浮上してくる。

カレンの運動の目標としての"a separate state"は「植民地国家の一部」から「独立ビルマの自治州」、そして「独立国家」という意味内容の変遷を経てきた。最後の「独立国家」は自治州獲得のための戦術的な言動であった。この流れに通底するカレン民族運動が根元的に希求していたものとは、第一義的にはカレン民族という共同体の政治統合であった。単一の集団として括られがちな「カレン」とは、実は、言語的・宗教的・文化的・社会的多様性を内包した諸々のサブグループの総称であり、民族としての緩やかな同胞意識を共有していたが、独立ビルマと同様にかつて単一の政治単位のもとに統治されたことはなかった。ところが独立期にカレンを自称する諸グループは、各々に想念する郷土のイメージに微妙なずれを持ちながらも、政治的にはカレンとしての統合を望むようになっていた。したがって、カレン民族としての政治統合を阻害するようなカレンの独立ビルマへの政治統合は、カレンにとっておよそ受容できない選択であったと言える。

他方、統治の単位としての"a separate state"が根本的に志向していたところとは、諸民族の独立ビルマへの政治統合という一過程としてのカレンの統合であった。すなわち、歴史的に単一の政治制度のもとで

統治されたことのない諸民族を独立ビルマという新たな共同体に政治統合するというのが喫緊の課題として最初にあった。そしてこの文脈の上では、独立ビルマの政治統合に齟齬を来すようなカレンの民族としての政治統合は許されなかったと言えよう。英国による"a separate state"には基本的にこのような負荷がかかっており、47年半ばのカレン合意はふたつの政治統合が両立する範囲内であると評価していた。しかしビルマ民族の政治団体のこの言葉の使用法には、加えて彼ら自身の利害という負荷がかかっており、カレン民族としての政治統合を何らかの理由により好ましからざるものとして捉えていたようである。あるいは民族として政治統合された強大なカレンの出現が、ビルマ民族主導の独立ビルマ建設には不都合なものであったからかもしれない。それ故にカレンの政治力を無化させて独立ビルマに政治統合させたかったのかもしれない。これらの点に関しては英国植民地行政文書は多くを語っていない。

このように、多様なカレン諸派が「民族」として上方に統合しようとする結実点と、ビルマ民族主体の政治団体や英国植民地権力がカレンを独立ビルマ内に「民族」として下方に統合しようとする包摂点は、"a separate state"という言葉の空間で遭遇していた。そして、そこにカレン民族の集団性の表出を読みとることが可能である。カレンの独立ビルマへの政治統合とカレン民族としての政治統合というふたつが、カレンにとって理想的に均衡した瞬間が47年半ばの合意であった。ビルマ民族の政治団体がその合意をふたつの政治統合の均衡とは見なさなかったのは、彼らにとっての望まれるカレン民族の集団性が別なところにあったからである。

今後の課題として、ビルマ民族側の"a separate state"を他の一次資料もまじえて再構築し、カレン諸派の合意の形成とその崩壊過程を改めて検討する必要がある。また何よりも、「カレンとは誰か」という人類学上の問いに対して政治史の観点から解明して行く必要がある。それは"a separate state"に実現されたカレンの「郷土」とは何か、また実現されることによって捨象された郷土観のひろがりには何が含まれているのか、という基本的な問題設定になるはずである。

フィリピンの国民形成をめぐる一考察

憲法制定議会（1934 - 35）における国語制定議論

内山 史子（東京外国語大学大学院）

植民地支配を経験した多くのアジア諸国と同様に、現代フィリピンの国家領域は、スペイン・アメリカと続く植民地支配期に確立された。そのため、独立国家としてフィリピンが第一に直面した課題は、国家の「器」の中に国民を創り出すこと、すなわち国民形成であった。本研究は、フィリピンの国民形成の特徴と問題を、国語の創出という視点から明らかにすることを目指している。

現在、フィリピンの国語は「フィリピノ」と呼ばれる、タガログ語を基礎とした言語である。しかし、主要言語と呼ばれるものだけでも約 10 言語が存在する状況下で、いまだ国語は国民の共通語とはなり得ていない。また、非タガログ語圏では、自らの民族言語に対する強い誇りと、国語が持つ政治的・社会文化的「権威性」に対する反感が根強いことも否定出来ない。このような「国語問題」の起源は、現代フィリピン国家制度の基礎となった 1935 年憲法の規定にまで溯れる。

1934 年 7 月より 35 年 2 月までの約半年間、フィリピンでは憲法制定議会が開催され、コモンウェルス政府樹立に先立って、独立へ向けての様々な問題が総ざらいされた。憲法制定議会は、国家の大綱である憲法に、「フィリピン諸語の一つに基づいて国語を制定する」ことを定め、タガログ語を基礎とする国語の制定へと道を開いた。しかしながら、そこに至る議論は非常に紛糾し、何語が国語となるかをめぐって激しい論争が繰り広げられたのであった。本研究では、その憲法制定議会における議論を取り上げて、フィリピンの国民形成と国語創出の問題について考察を行う。

概して、フィリピンの国語問題に関する研究は、国語論争の根源を、「地域主義」同士の、あるいは「ナショナリズム」対「地域主義」のぶつかり合いとして論じきた。しかし、このような二項対立的な問題設定は、フィリピンの国民形成についての硬直的な理解しかもたらさない。より重要なのは、「ナショナリズム」・「地域主義」の内容・性質と、それらの相互関係をいかにとらえるかということなのである。

まず、国語制定をめぐる議論が展開された憲法制定議会とは、いかなる特徴を持つ集団であったのかということをも、とくに憲法制定議会議員の構成とその言語状況を通して検討する。すると、憲法制定議会ではスペイン語と英語が共通語であったこと、議員は弁護士資格や政治経験を共有していたことなど、知識人エリートとしての共通性が、世代・母語の相違以上に強く顕われてくる。したがって、国語制定をめぐる議論も、エリートとしての共通性と、各々の地域性の双方に立脚して行われていたと考えねばならないことが明らかになる。

それを踏まえて、何が、どのような理由で問題とされたのかを、言語条項をめぐる憲法制定議会の議論に即して検討する。議論から明らかになるのは、フィリピン国民の「自由」と「統合」を象徴するものとしての国語を持つことは議員に共通する希望であったが、多数のフィリピン諸語の中から一つを選ぶことにより、言語集団間に優劣関係が構造化されることを危惧する者が多かったということである。その一方で、何語を国語として支持するかは、必ずしも議員の出身言語に左右されてはいなかった。その理由として、本研究は、知識人エリート集団が地域を超えて形成されてきたこと、その集団には「単一の国語を持つ近代国家」という国家構想が共有されていたこと、その構想では地域性は「国家」の枠組みの一部に収められようとしていたことを提示し、本研究の結論とする。

シンポジウム《東南アジア前近代国家と支配空間》

趣旨説明

加藤久美子（名古屋大学）

このシンポジウムのテーマは、東南アジアの前近代的国家がその支配空間をどのようにとらえていたかということである。

東南アジア前近代的国家論の中では、東南アジア前近代国家の支配空間中には大小様々な自律的政治統合が存在すること、国の中心の力の強弱によって支配空間も伸縮すること、政治統合の中には二つの国に同時に属するものがあったことなどが示されている。だが、これは限られた事例をもとに作られたモデルとしてのものであり、東南アジア前近代諸国家の支配空間を論じるのにどこまで普遍性をもつかは個別事例研究を通して検討されねばならないことであろう。また、前近代という長いタイムスパンの中で、時代の移行に対応して支配空間のあり方がどのように変わるかも、今後議論していかなければならない課題といえる。

一方、近代国家形成論の中でも、近代的国家領域に取って代わられたものとしての前近代的支配空間が示されることがある。例えば、小政治統合の集まりである王国の支配空間内にはどの政治統合にも属さないすき間があり、王国と王国の間には回廊があるという指摘が、シャムの事例に即してトンチャイによりなされている。これは、他の東南アジア前近代諸国家を論じる場合にも参考にできるだろう。だが、その際に注意すべきは、前近代と近代との断絶を前提として議論しないことである。前近代における支配空間のあり方の変化が想定される一方、近代的国家成立直前（あるいは植民地化される直前）の支配空間のあり方から近代的国家領域のあり方への変化に連続性を考える余地もあるのではないだろうか。

本シンポジウムでは、以上の問題を踏まえ、個別事例の報告に基づいて、主として18-19世紀における前近代国家の支配空間認識について議論する。それは、別の言い方をすれば、前近代国家の支配空間認識という視角で、東南アジア史における18-19世紀がどのような時代であったかを論じる試みでもある。

18-19世紀を取り上げるのは、それが前近代の最期の時期にあたり、前近代の中での変化と近代との「連続」の両者を議論するのに適した時代であるからである。報告事例としては、隣り合う王国同士の境界について具体的に議論できるよう大陸部の諸王国を取り上げる。また、支配空間に関する議論としては、支配の実態を問題とすることも考えられるが、本シンポジウムでは支配者の支配空間認識を議論の糸口としたい。それは、詔勅や行政制度の編成に関する文書など、それを論じるための関連史料が比較的よく残っており、王国間の比較がしやすいと考えられるからである。

このシンポジウムの議論を通して、前近代、特に18-19世紀の、大陸東南アジアに存在した諸王国の支配空間認識が明らかにされれば、それを新たな分析視角として大陸東南アジアの歴史を再解釈することが可能となるだろう。

シャムをめぐる事例：『北タイ化』あるいは『ランナー処分』前史に関する若干の考察

飯島 明子（天理大学）

トンチャイ・ウィニッチャクーン著、『サイアム・マップト (Siam Mapped)』は、近代的地図作成により「創造」された「ジオ・ボディ (Geo-Body)」を基礎とした「ネーション」言説の形成過程とその効果を論じている。そこで明快に示されているのは、近代シャム国家が喧伝してきた「領土の喪失」言説のアナクロニズムである。遡及的に「領土の喪失」と解釈された歴史過程が、実は近代的国境の全く新たな成立過程に他ならなかったという事実の確認は、近現代シャム（タイ）国家の歴史認識とナショナリズム言説の根幹に抵触する重要な意義をもつ。

トンチャイが前近代的な（「土着の」）地理的空間認識の例を記述するのは、近代的「ジオ・ボディ」との対比においてであり、近代的地図のみがマクロな空間を全体としてかつ地球「面」を構成する部分として認識し概念化するという、「ネーション」にとって欠くべからざる機能を有することの指摘が主眼である。これに対し前近代的認識は、それが如何様であれ、単に「もう一つの語り」(another narration)、「地図」はその図解にすぎない。

前近代シャム国家の「語り」を代表するものとしては『三印法典』中のテキストが知られるが、これは必ずしも「支配空間」認識を示すものとは読めない。『三印法典』以降の諸勅令においても同様で、19世紀半ばまでのバンコク王朝の実質的支配が『三印法典』中で4級国とされるチャオプラヤー河デルタ地域を大きく越えなかったこと、および人的紐帯に依拠した支配原理の表現として理解できよう。しかし19世紀末に成立する近代シャム国家の「ジオ・ボディ」はメコン河とサルウィン河の流域地帯に及び、バンコク王朝が18世紀末以来プラテーサラート (Prathetsarat 通常「朝貢国」と訳されるが、直訳すれば「王国」であろうか)と呼んだ諸「国」の範囲の一部までも領域統治に取り込んだ。今日の「北タイ」地方はそこで取り込まれた地域にあたる。

近代シャム国家の「ジオ・ボディ」の外周すなわち国境は英・仏との接触と交渉を通じて成立した。その過程で問題となったプラテーサラート地帯に関し、初期バンコク王朝の「語り」においては「異民族」地帯と観念されているだけで、明瞭な空間的認識は見られない。「北タイ」地方は19世紀中のバンコクの史料では一貫して「ラーオ」地域と呼ばれる。この地域へのバンコク王朝の「宗主権者」としての直接的関与は、チークという資源が惹起した問題を原因として、1873年の英インド政府との条約（「第一チェンマイ条約」）を契機に漸く始まるが、1883年の「第二チェンマイ条約」によるさらなる介入を経て、1900年には「西北州」として近代シャム国家の中央集権的領域統治への編入が行われる。それは同じくバンコク王朝から見た「ラーオ」地域であった一帯が「ラオス」として、仏領インドシナ連邦下の行政単位として創出された翌年であった。

現地「北タイ」の支配者は、「第二チェンマイ条約」以降もバンコク政府が締結した条約の拘束性を否定した。シャムとは異なる文字（と「言語」）を用いた「語り」を有した「北タイ」では、シャムの「語り」を進んで読み解く必要はなく、現に支配者たちは独自の外交を「ランナー-57 ムアンの支配者」として対英、対カレン、対ビルマ等に展開していた。このような自律性は、バンコク王朝が英・仏との唯一の交渉相手となって、近代国際社会における主権を確立することにより失われた。

近代シャム国家の領域は概ね 19 世紀後半の歴史過程の所産であり，それを一元的に統合する「語り」は 20 世紀に入ってから創られてきた。「領土の喪失」言説に明らかなように，そのような「語り」の特徴の一つは前近代の支配との連続性を主張するところにある。私たちがここで敢えて「連続」を論じるとしたら，その意味は一体何であろうか？

コンバウン朝前期（1752-1824）ビルマにおける支配空間の認識

渡辺佳成（岡山大学）

前近代東南アジアの諸王国における支配空間の認識を論じる際に、二つのことが重要な検討課題となる。それぞれの支配者が、自らの支配する領域の広がりをもどのようにとらえていたのかという問題と、そこに含まれるさまざまな構成要素をもどのような形でひとつのまとまりとして意識し支配しようとしていたのかという問題である。

タンバイア、ウォルターズなどの国家論は、こうした問題に明解な解答を与えてくれると考えられてきた。しかしながら、18世紀後半から19世紀初頭に東南アジア大陸部に出現した「大国家」について考えるとき、中核地域、地方、属領、朝貢国からなる王を中心とした支配の同心円が中心の光の強さによって伸縮を繰り返す、周縁は明確な区切りがなく曖昧でぼんやりしたものであるという、単純な図式で理解できるものではないように思える。

本報告では、上述の問題意識を念頭に置きながら、コンバウン朝前期ビルマの支配者が、自らの支配空間について、どのような外枠を意識し、内実として支配しようとしていたのかを、彼らの残した詔勅を主たる史料として、検討を加えてみたい。

そこで明らかになるのは、支配空間の認識が以下に述べるようないくつかのレベルから構成された重層的な構造を持っていたことである。まず、第1に挙げることができるのは、王権の正統性と密接に関わる形で主張される「転輪聖王」の概念である。国王は全世界の支配者であるという意識のもとでは、当然のことながら、国家はこの世にひとつしか存在せず、すべての政治的集団はビルマ王の支配下にあるものと認識される。したがって、このレベルの認識では、境界は意識されない。

こうした理想像の主張と同時に、一方では、それが実現不可能であることも十分に認識されていた。そうしたなかで主張されるのが、「小世界」の「諸王の王」としての支配者像である。中国という別の「小世界」との間には両属する政治統合が存在したこと、「国境」を無視するビルマに対してイギリスが抗議するという図式が何度も繰り返されたことなどから判断すれば、コンバウン朝の支配空間の周縁に関する認識は、従来の国家論モデルと符合すると言ってよい。しかしながら、詔勅を詳細に検討していくと、自己の支配空間と他者のそれとを明確に区別する意識が強く窺え、また、中国、イギリスとの間の外交交渉を仔細に検討していくと、国境線の意識の萌芽らしきものも読み取れる。

これらの意識がイギリスという「近代」との出会いの中で新たに生まれたものであるのか、18世紀後半のコンバウン朝という国家の形成の中で芽生えたものであるのかについて検討することが、重要になってくる。その点で興味深いのが、第3のレベルの支配空間に関する認識である。すなわち、税なり役なりの徴収の対象としての支配空間をどのように認識していたかという問題である。そこでは、支配の同心円の議論では間接統治に属すると考えられていたソーブワの諸地域も含めて、ひとつのまとまりとしての認識が窺え、自他の区別がより強く意識されていた。また、内部の諸統治単位の管轄範囲が、自然の地形を中心とした明確な指標によって示されていることも明らかになった。したがって、上述の国境線意識の萌芽は、この認識の延長線上に生まれたものであると考えられるのである。

この観点に立てば、コンバウン朝という「くに」は、支配者の意識の上では、伸縮する枠組みを持つ

という前近代的な国家の要素を残しつつも、明確な外枠を持ちつつ内部空間が一体化するという近代国家の構成要件の一つを備えている国家でもあったと結論づけられる。そして、従来強調されてきた前近代と近代との断絶は、むしろ連続性の視点からとらえ直す必要があるだろうし、また、ヨーロッパによる東南アジアの近代化という議論も再考が必要となるだろう。

アン・ドゥオン回廊とウドン

北川 香子（日本学術振興会）

チャンドラーは、ポスト・アンコール期のカンボジアを、「幾つかの門を持つ城壁都市」と表現する。しかし、王朝年代記の記述から明らかになる、アン・ドゥオン以前のカンボジアは、一つの領域としてまとまった国家ではない。少なくとも2つの中心から、外界に向かうネット・ワークとしてのみ、存在していた。

このネット・ワークを構成するルートは、地形によって決定されるもので、16世紀以来、以下の6つが確認できる。

1. メコン上流水路 ラオへの道
2. メコン下流水路 南シナ海への道、シャム湾への道、ベトナムへの道
3. トンレ・サーブ水路
4. トンレ・サーブ南西岸陸路 シャムへの道
5. タケオ地方縦断陸路 シャム湾への道
6. シャム湾岸海路 シャムとベトナムを繋ぐ道

以上のルートをネットワークとして束ねる2つの中心の1つは、ルート3.4.5.の要となるトンレ・サーブ西岸のロンヴェーク・ウドンであり、もう1つは、ルート1.2.の要となるメコン河東岸のスレイ・サントーである。この他、18世紀のシャム湾東岸には、ハーティエンを中心とした華人主宰のネットワークが姿を現わす。

17世紀後半には、ベトナムに支援されたスレイ・サントーの「水王」と、シャムに支援されたウドンの「山王」勢力が、プノンペンとその対岸、ロヴィエ・アエムとチュローイ・チョンワーで対峙した。17世紀末にスレイ・サントー勢力が消滅すると、メコン下流水路を制したベトナムは、トンレ・サーブ水系に進出し、18世紀から19世紀前半まで、ポーサットで、トンレ・サーブ南西岸陸路を制するシャム軍と直接対峙する。シャム湾岸では、18世紀後半にはハーティエン勢力が、19世紀前半にはベトナム勢力が、シャム海軍と直接に対峙するようになる。

アン・ドゥオン王は、1840年代前半に、シャム軍とともに、トンレ・サーブ南西岸陸路から、カンボジアに入ってきた。1845年にウドンで決戦があり、シャムとベトナムの間で和平が成立し、1847年にアン・ドゥオン王が即位する。アン・ドゥオン王の手には、シャム・ベトナムの陸の最前線ポーサット、海の最前線コムポートが残された。

アン・ドゥオン王は16世紀以来のシャム軍の侵入路を、ポーサット―ウドン―コムポート線を主軸とする一つのネット・ワークに作り変えた。この点で、アン・ドゥオン王の王国再建プランの第一は、メコンに拠らないカンボジアの確保であったと言える。

その上で、このポーサット―ウドン―コムポート線は、ウドン―コムボン・ルオンの道、ウドン―プノンペンの道によって、トンレ・サーブ水系、メコン水系に接続される。

アン・ドゥオン王は、シャムの政治空間とベトナムの政治空間の間の回廊に、ウドン―コムポートを中心軸とする単一のシステムを作り上げた。